	品名	規格単位	薬価
			円
	（あ）		
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ツルハラ」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＤＫ」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＴＣＫ」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「トーワ」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「日医工」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「日新」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ニプロ」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「明治」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「モチダ」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＹＤ」	1錠	74.90
	ロピニロールＯＤ錠0.25mg「アメル」	0.25mg1錠	23.90
	ロピニロールＯＤ錠1mg「アメル」	1mg1錠	82.20
	ロピニロールＯＤ錠2mg「アメル」	2mg1錠	152.50
	ロピニロール錠0.25mg「ＪＧ」	0.25mg1錠	23.90
	ロピニロール錠1mg「ＪＧ」	1mg1錠	82.20
	ロピニロール錠2mg「ＪＧ」	2mg1錠	152.50

注　射　薬

	品名	規格単位	薬価
			円
	（あ）		
局	アルプロスタジル注5μg「Ｆ」	5μg1mL1管	1,514
局	アルプロスタジル注5μgシリンジ「Ｆ」	5μg1mL1筒	1,455
局	アルプロスタジル注10μg「Ｆ」	10μg2mL1管	1,540
局	アルプロスタジル注10μgシリンジ「Ｆ」	10μg2mL1筒	1,648
	（お）		
	オクトレオチド皮下注50μg「あすか」	50μg1mL1管	773
	オクトレオチド皮下注50μg「ＳＵＮ」	50μg1mL1管	773
	オクトレオチド皮下注100μg「あすか」	100μg1mL1管	1,400
	オクトレオチド皮下注100μg「ＳＵＮ」	100μg1mL1管	1,400
	（け）		
	ゲムシタビン点滴静注液200mg／5mL「ＮＫ」	200mg5mL1瓶	1,335
	ゲムシタビン点滴静注液1ｇ／25mL「ＮＫ」	1ｇ25mL1瓶	5,378
	（し）		
	照射洗浄血小板ＨＬＡ－ＬＲ「日赤」	10単位約200mL1袋	96,025
	照射洗浄血小板－ＬＲ「日赤」	10単位約200mL1袋	79,875
	（せ）		
	生食注シリンジ50mL「ニプロ」	50mL1筒	301
	（な）		
	ナブトピン注3.6単位	3mL1管	80
	（に）		
	ニトログリセリン静注25mg／50mLシリンジ「ＴＥ」	25mg50mL1筒	1,508

外　用　薬

	品名	規格単位	薬価
			円
	（え）		
	ＦＡＤ点眼液0.05％「日東」	0.05％5mL1瓶	84.80
	（し）		
	シェルガン0.5眼粘弾剤	0.5mL1筒	5,658.70
	（ち）		
	チモロールＸＥ点眼液0.25％「ＪＧ」	0.25％1mL	157.40
	チモロールＸＥ点眼液0.5％「ＪＧ」	0.5％1mL	389.80
	（ひ）		
	ヒアルロン酸Na点眼液0.1％「ＪＧ」	0.1％5mL1瓶	168.00
	ヒアルロン酸Na点眼液0.3％「ＪＧ」	0.3％5mL1瓶	226.60
	ヒアルロン酸Na点眼液0.3％「日新」	0.3％5mL1瓶	226.60
	（ふ）		
麻	フェンタニル1日用テープ0.84mg「明治」	0.84mg1枚	273.60
麻	フェンタニル1日用テープ1.7mg「明治」	1.7mg1枚	515.40
麻	フェンタニル1日用テープ3.4mg「明治」	3.4mg1枚	960.60
麻	フェンタニル1日用テープ5mg「明治」	5mg1枚	1,358.40
麻	フェンタニル1日用テープ6.7mg「明治」	6.7mg1枚	1,766.80
	（ほ）		
	ポビドンヨード外用液10％「明治」	10％10mL	11.80
	ポビドンヨードガーグル液7％「明治」	7％1mL	2.30
	ポビドンヨードゲル10％「明治」	10％10ｇ	41.40
	ポビドンヨードスクラブ液7.5％「明治」	7.5％10mL	22.90
	（れ）		
	レボカバスチン点眼液0.025％「ＪＧ」	0.025％1mL	87.50
	（ろ）		
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「テイコク」	10cm×14cm1枚	18.70

○厚生労働省告示第二百五十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月十七日から適用する。

平成二十八年六月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久